## [保有資産目録記載要領]

- 1(1)ア 建物
  - ○名 称…○○町内会集会所、△△区公民館等の名称が付されている場合はこれによる こと。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること (参照:不動産登記規則第113条)
  - ○臨 床 面 積…不動産登記規則第 115 条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計した ものとすること。
    - (注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の 区画の中心線(区画建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、 一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
  - ○所 在 地…市町村内の地番(不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条) 及び家屋番号(同法第44条、不動産登記規則第112条)まで記載すること。
- 1 (1) イ 土 地
  - ○地 目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。
    - (注) 不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
  - ○面 積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。
    - (注) 不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」
  - ○所 在 地…市町村内の地番(不動産登記法第35条、不動産登記規則第97条、第98条)まで記載すること。
- (立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第 15 条第 2 号)、「面積」を「数量」(同法第 15 条第 2 号) と読み替えて記載すること。なお、所在地については「立木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。)
  - (注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分 の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」
- 2 (1) ○権 原…不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする こと。

(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

- ○不動産の種類…土地、建物及び木立の区分によること。
- ○所 在 地…原則として1に同じ。
- ○資産の種類…国債、地方債、社債については銘柄(社債の場合は「何会社及び数量物上 担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及 び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類(車 両、船舶等)、取得金額及び取得数量を記入すること。